

2. 国の施策

施策の全体像		2006 年度実績 (2007 年度予定)
[法律・基準]		
[規制]		継続
・エネルギー需給構造改革投資促進税制 高効率照明取組を促進した場合に、取得価額の 30% の特別償却を認める等の減免措置 (2006 年度から実施)		
[予算・補助]		
[融資]		
[技術開発]	エネルギー使用合理化技術戦略的開発事業により、高効率照明の更なる高効率化及び低コスト化を図る技術開発を支援 (2003 年度から実施)。	継続
[普及啓発]		
[その他]		

3. 排出削減見込量の根拠等

目達計画策定当初の見込みより、LED照明の技術開発が進んでいない。その結果、(電球型蛍光灯が白熱灯に代替したときのように) 電球を交換するだけでLED照明が代替するという状態にはなく、大きな改修が必要。したがって、新築建築物の一部のみにしかLED照明は導入が進んでいない状況。なお、現状のLED照明のエネルギー消費効率及び価格を考慮すると、2010年までに、蛍光灯に代替する可能性は低く、白熱灯の一部に代替するにとどまると業界の見通し。

現在の実績及び業界目標を勘案し、2010年度における普及率を暫定的に推計すると、約0.8%の見込み。

2-32: 待機時消費電力の削減

(別表 1-3c⑨)、【経】

1. 対策評価指標の実績と見込み

- 現時点における対策評価指標の 2010 年度の見通し
機器ごとの待機時消費電力削減 (1W以下) 達成状況

<参考>

目標達成計画における対策評価指標<2010 年度見込み>

機器ごとの待機時消費電力削減 (1W以下) 達成状況

(単位: -)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
機器ごとの待機時消費電力削減 (1W以下) 達成状況		※ 1	※ 2								

※ 1 (社) 電子情報技術産業協会、(社) 日本電機工業会の自主的取組により、オーディオコンポ、CRTテレビ、ビデオ内蔵テレビ、電子レンジ、ポータブルシステム、ビデオディスクプレーヤー、電機放送機、洗濯機について待機時消費電力 1W以下を達成。

※ 2 (社) 日本冷凍空調工業会の自主的取組により、エアコンについて待機時消費電力 1W以下を達成。

定額・算出方法 2003 年度、2004 年度の待機時消費電力調査結果による。

2. 国の施策

施策の全体像		2006 年度実績 (2007 年度予定)
[法律・基準]		
[規制]		
[予算・補助]		
[融資]		
[技術開発]		
[普及啓発]		
[その他]	企業の自主的な対応。	

3. 排出削減見込量の根拠等

- ・新機器への置き換えがない場合のエネルギー消費量と比較して、省エネとなる。
- ・業界自主取組により、9品目について、2003年度末までに待機時消費電力1W以下を達成済み（エアコンについては、2004年9月までに達成）。このため、2003年度以降に出荷される機器は、1W以下の達成機器として随時ストック（保有台数）分と置き換わっていくこととなる。
- ・企業の自主的な対応により導入量を増加。

○「達成機器への置き換えがなかった場合の2010年度におけるエネルギー消費量」－「達成機器への置き換えがあった場合の2010年度におけるエネルギー消費量」により算出。

・エネルギー消費量＝「2010年度保有台数」×「2010年度における1台当たりの1時間保有待機時消費電力」×「2010年度待機時消費電力発生時間」

ここで、

(1) 「2010年度保有台数」＝2010年度世帯数×2010年度機器の保有率

※達成機器への置き換えがなかった場合と、達成機器への置き換えがあった場合の保有台数は同じ。
世帯数は、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計値（中位推計）と、(財)日本エネルギー経済研究所推計の世帯人員により算出。また、機器の保有率は、内閣府の消費動向調査から回帰推計。

(2) 「2010年度における1台当たりの1時間保有待機時消費電力」は、各年度に出荷された製品について機器寿命に達した2010年度における残存台数に出荷年度毎の1台当たりの1時間待機時消費電力を掛け合わせたものを足し合わせた数値を、2010年度に存在する全機器数で除して算出されるストックベースの1台当たりの1時間待機時消費電力をいう。

1台当たりの1時間待機時消費電力は、目標年度（2003年度、エアコンは2004年9月）以前は、(財)省エネルギーセンターが毎年実施している待機時消費電力調査結果により、目標年度は、(社)電子情報産業協会、(社)日本電機工業会、(社)日本冷凍空調工業会調査結果による。なお、その後2010年度までは一定とする。

(3) 「2010年度待機時消費電力発生時間」は、(財)省エネルギーセンターが行った調査による機器ごとの待機時消費電力発生時間とする（H13年度家庭用エネルギー消費機器の使用実態調査。約1,500世帯）。

2-3-3：混合セメントの利用拡大

(別表2-①)、【経（環）】

1. 対策評価指標の実績と見込み

- 現時点における対策評価指標の2010年度の見通し
セメント生産量に占める混合セメント生産量の割合＜24.8%＞

＜参考＞

目標達成計画における対策評価指標＜2010年度見込み＞

セメント生産量に占める混合セメント生産量の割合＜24.8%＞

(単位：%)

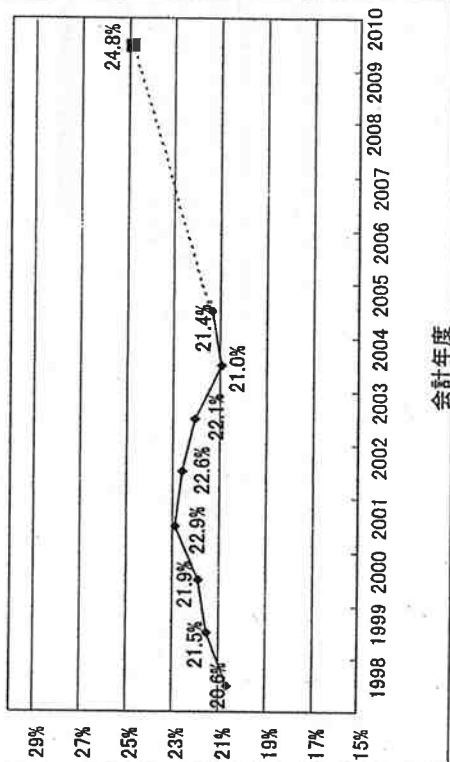
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
セメント生産量に占める混合セメント生産量の割合	20.6	21.5	21.9	22.9	22.6	22.1	21.0						

※ 2005年度までは実績、2006年度以降は予測。

※1 暦年の実績値。6月下旬に年度の実績値が確定する見込み

※3 6月下旬に暦年の実績値が確定する見込み

混合セメント生産量の割合



定義・算出方法	セメント生産量に占める混合セメント生産量の割合[%] = 混合セメント生産量[千t] / セメント生産量[千t]
出典・公表時期	・ 2010年度のセメント生産量<68,004千t> 「2030年のエネルギー需要展望」(平成17年3月、総合資源エネルギー調査会需給部会) ・ 2010年度の混合セメント生産量<16,885千t> 1998年度のセメント生産量に占める混合セメント生産量の割合実績値と年度実績値が明らかになっている直近4か年(2001~2004年度)までの割合実績値の平均値を外挿し、2010年度におけるセメント生産量に占める混合セメント生産量の割合を求め、2010年度セメント生産量に当該割合を乗じて算出 ・ セメント生産量の実績値 「窯業・建材統計年報」及び「貿易統計」 ・ 混合セメント生産量の実績値 「窯業・建材統計年報」
備考	

関連指標1：石灰石1t当たりのCO2排出量<415kg-CO2/t>

定義・算出方法	石灰石1t当たりのCO2排出量[kg-CO2/t] = CO2の分子重量 / CaCO3の分子重量 × 石灰石の純度
出典・公表時期	・ CO2の分子重量<44.0098> ・ CaCO3の分子重量<100.0872> ・ 石灰石の純度<0.9446> 2000年度から2004年度までの業界実績の平均値

関連指標2：石灰石使用量(乾重量) <2010年度における見込み量：66,254dry-千t>

定義・算出方法	石灰石使用量(乾重量)[dry-千t] = (普通セメント生産量[千t] × 普通セメントの石灰石使用量比率[dry-t/t]) + (混合セメント生産量[千t] × 混合セメントの石灰石使用量比率[dry-t/t])
出典・公表時期	・ 2010年度の普通セメント生産量<51,119千t> 対策評価指標<2010年度見込み>の「出典、公表時期」における「2010年度のセメント生産量」(68,004千t)から「2010年度の混合セメント生産量」(16,885千t)を差し引いた量 ・ 普通セメントの石灰石使用量比率<1.086dry-t> 2000年度から2004年度までの業界実績の平均値 ・ 2010年度の混合セメント生産量<16,885千t> 対策評価指標<2010年度見込み>の「出典、公表時期」に同じ ・ 混合セメントの石灰石使用量比率<0.636dry-t> 2000年度から2004年度までの業界実績(高炉セメントB種)の平均値

2. 国の施策

施策の全体像	2006年度実績見込み (2007年度予定)
【法律・基準】 【環境省実施】 ・ 国等による環境物品等の調達に関する法律(平成十二年五月三十一日法律第百号)(2000年5月31日施行) - 環境物品等の調達の推進に関する基本方針(2001年2月閣議決定)において混合セメントを環境物品に指定 - 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)は、2000年5月31日に公布され、2001年4月1日から全面施行された。同法は、国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指している。 【税制】 【予算／補助】 【融資】 【技術開発】 【普及啓発】 【環境省実施】 グリーン購入法基本方針に係るブロック別説明会 【その他】	継続

3. 排出削減見込量の根拠等

対策評価指標について、セメント生産量に占める混合セメント生産量の割合の年度実績が明らかになっている直近4か年(2001~2004年度)の推移を勘案し、今後の製造事業者による消費者への情報提供等による適確な供給、グリーン購入法に基づく率先導入の推進による需要の拡大を踏まえ、2010年度における見込みを算出した。

混合セメントはその性質上、橋梁やダム、港湾などの公共工事等において限定的に利用されている。2000年度に混合セメントがグリーン購入法の特定調達品目に指定されたこともあり、2001年度にかけて混合セメントの生産割合が上昇していたが、近年、公共工事比率の低下とともに混合セメントの生産割合も低下している。なお、国の公共工事における調達実績については、2005年度時点での調達目標である100%をほぼ達成している。

一方で、毎年度全国各ブロック(10箇所)にて説明会を開催し、グリーン購入法の基本方針案概要について国等の機関ばかりでなく、地方公共団体、事業者への周知を行うことでグリーン購入の普及啓発に努めている。昨年度の説明会では、混合セメントの1つである高炉セメントについても利用促進を呼びか